港若しくは北九州空港に着陸する航空機のうち国際貨物チャーター便であつて東京空港事務所、新千歳空港事務所若しくは北九州空港事務所に提出した運航計画書において到着時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもの（十三の項に掲げるものを除く。）	八　東京国際空港に着陸する航空機のうち国内航空に従事するもの（使用料告示一(四)キ(a)ただし書に規定するもの及び十の項に掲げるものを除く。）	関西国際空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港又は鹿児島空港を使用空港とする路線に係る航空機	釧路空港、函館空港、高知空港、小松飛行場、美保飛行場、岩国飛行場又は徳島飛行場を使用空港等とする路線に係る航空機	旭川空港、帯広空港、秋田空港、山口宇部空港、女満別空港、庄内空港、富山空港、神戸空港、岡山空港、鳥取空港、出雲空港又は佐賀空港を使用空港とする路線に係る航空機	その他の空港等（大阪国際空港、新千歳空港及び福岡空港を除く。）を使用空港等とする路線に係る航空機
	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間				
	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウ又は一(四)ウの規定により得た金額の二を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウ又は一(四)ウの規定により得た金額の二を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウ又は一(四)ウの規定により得た金額の二を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウ又は一(四)ウの規定により得た金額の二を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウ又は一(四)ウの規定により得た金額の二を乗じた金額
	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間				
	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウ又は一(四)ウの規定により得た金額の一を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウ又は一(四)ウの規定により得た金額の一を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウ又は一(四)ウの規定により得た金額の一を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウ又は一(四)ウの規定により得た金額の一を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウ又は一(四)ウの規定により得た金額の一を乗じた金額

十　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港（法第四条第一項第六号に掲げる空港（新千歳空港及び福岡空港を除く。）に着陸する航空機（国内航空に従事するもの（使用料告示一(四)キ(a)ただし書に規定するもの及び十二の項に掲げるものを除く。）	成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港以外の空港等を使用空港等とする路線に係る航空機	成田国際空港、中部国際空港又は関西国際空港を使用空港とする路線に係る航空機	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウ又は一(四)ウの規定により得た金額の二を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウ又は一(四)ウの規定により得た金額の二を乗じた金額
			平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウ又は一(四)ウの規定により得た金額の一を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウ又は一(四)ウの規定により得た金額の一を乗じた金額
十一　東京国際空港又は北九州空港を使用空港とする路線に係るもの（関西国際空港、新千歳空港又は福岡空港に着陸する航空機（国内航空に従事するもの（東京国際空港又は北九州空港に着陸する航空機のうち運航計画（航空法第百七条の三第二項の運航計画をいう。以下同じ。）において出発時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもの及び十二の項に掲げるものを除く。）に限る。）のうち運航計画において到着時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもので国内航空に従事するもの	ジェット機（ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機をいう。以下同じ。）	平成九年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウの規定により得た金額の一を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウの規定により得た金額に六分の一を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウの規定により得た金額に六分の一を乗じた金額
	その他の航空機	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウ又は一(四)ウの規定により得た金額の一を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウ又は一(四)ウの規定により得た金額の二を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウ又は一(四)ウの規定により得た金額の二を乗じた金額
十二　使用料告示一(四)キ(b)に規定する航空機	ジェット機	平成二十二年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間	使用料告示一(一)イの規定により計算して得た金額に六分の一を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウの規定により得た金額に六分の一を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウの規定により得た金額に八分の一（重量が六トンの航空機にあつては十六分の一）を乗じた金額
	その他の航空機		使用料告示一(一)ア及び一(四)ウの規定により得た金額に八分の一（重量が六トン以下の航空機にあつては十六分の一）を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウの規定により得た金額に八分の一（重量が六トン以下の航空機にあつては十六分の一）を乗じた金額	使用料告示一(一)ア及び一(四)ウの規定により得た金額に八分の一（重量が六トン以下の航空機にあつては十六分の一）を乗じた金額
十三　直前に沖縄島に所在する空港等を離陸した航空機（国際航空に従事するものであつて、貨物の運送を行うものに限る。以下この項において同じ。）又は当該空港等に着陸する航空機					

備考　この表において「空港」とは空港法第二条に規定する空港をいうものとし、「空港等」とは航空法第二条第六項に規定する「空港等」をいうものとする。